

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	畜産課	検索番号	1 - 2
法令名	家畜伝染病予防法	根拠条項	24		
許認可等	死体等埋却地の発掘の許可				
1. 法令の定め					
発掘の禁止(家畜伝染病予防法第24条)					
法第21条第1項又は法23条第1項もしくは第3項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、もしくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、省令で定める期間内は、掘ってはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではない。					
2. 審査基準					
別に定めると畜場に直送する証明書の発行等の審査基準(平成6年9月30日付け畜第850号畜産課長通知)					
発掘時の防疫措置の実施により家畜伝染病の病原体が散逸するおそれがないと判断されること。					